

平成 2 2 年

第 2 回市議会定例会 議案第 5 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の
一部改正について

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 6 月 1 1 日提出

函館市長 西 尾 正 範

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の
一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 4 1 年
函館市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 職員の勤務時間に関する条例（平成 3 年函館市条例第 3 号）第 5
条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間ならびに職員の休日および
休暇に関する条例（平成 3 年函館市条例第 4 号）第 2 条第 1 項に規
定する休日および同条第 3 項の規定により勤務を免除された日（特
に勤務を命ぜられた場合を除く。）

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 年次休暇および休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、または活動することができる期間に時間外勤務代休時間を追加し、および規定を整備するため